

平成28年度関東女子倶楽部対抗東京会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 60名)

期日：6月6日(月)

場所：多摩カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	高橋 依巳	GMG八王子	丸山 隆子	東京よみうり	石成 智恵子	立川国際	中西 徳子	府中
2	8:09	関野 チエ子	武蔵野	遠藤 節子	八王子	安彦 真佐子	東京五日市	菊地 眞澄	多摩
3	8:18	渡部 寛美	東京よみうり	石川 一江	東京五日市	田澤 あつ美	武蔵野	田村 静江	府中
4	8:27	河野 多恵子	GMG八王子	浅見 玉江	相武	大越 景子	青梅	上平 陽子	八王子
5	8:36	岸野 光枝	立川国際	山内 啓子	東京国際	林 久美子	桜ヶ丘	橋本 裕美子	多摩
6	8:45	木村 明美	東京国際	三浦 美礼	GMG八王子	江川 夏枝	立川国際	大木 君江	青梅
7	8:54	和田 博子	桜ヶ丘	大村 恵子	東京国際	松本 洋子	東京五日市	金子 公子	東京よみうり
8	9:03	古澤 トモ子	府中	土方 美代	武蔵野	野市 和子	相武	山口 和江	八王子

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:05	杉本 てい子	相武	白石 美津子	東京国際	松島 君子	青梅	朝倉 美和子	桜ヶ丘
10	8:14	宮澤 由紀子	立川国際	中村 聖子	GMG八王子	福田 光子	相武	金井 佳代	青梅
11	8:23	木下 昭子	東京国際	瀬野 ちどり	桜ヶ丘	清水 かおり	八王子	伊原 節子	多摩
12	8:32	三好 枝理可	東京よみうり	矢島 ひろみ	府中	秋田 のぶ子	武蔵野	大山 孝子	東京五日市
13	8:41	宮本 淳愛	八王子	春原 恵子	相武	加藤 浪江	武蔵野	飯島 和子	東京よみうり
14	8:50	内城 幸子	東京五日市	牧野 光子	府中	浪川 泰子	桜ヶ丘	高崎 陽子	多摩
15	8:59	小林 道子	青梅	伊藤 彩子	多摩	松村 麻美	立川国際	渡邊 美樹子	GMG八王子

競技委員長 橋本泰子

平成 28 年度 関東女子倶楽部対抗東京会場予選競技

開催日 : 6月6日(月)

開催コース : 多摩カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

ローカルルール

- 1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)**
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 2. ウォーターハザード(規則 26-1)**
ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 3. 修理地(規則 25-1)**
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。
- 4. 動かさない障害物(規則 24-2)**
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
- 5. コースと不可分の部分**
 - (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
 - (b) ウッドチップなどを使用して舗装した区域。
 - (c) ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
- 6. 電磁誘導カート用の 2 本のレール**
電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。
- 7. ホールとホール間の白杭**
ホールとホール間の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
- 8. 指定ドロップ区域**
 - (a) 2 番ホールにおいて、球がグリーン右側のカート道路の上にあったり、スタンスがかかる場合、プレーヤーは、罰なしに、その球に最も近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)。
 - (b) 16 番グリーン奥の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは罰なしに、指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用する)。
- 9. 防球ネット**
防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときには、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
- 10. 高圧送電線**
4 番と 7 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、ゴルフ規則 20-5 にしたがって罰なしに再プレーしなければならない。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	380	154	302	398	484	123	475	335	308	2959
Par	4	3	4	4	5	3	5	4	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
457	290	141	324	392	379	143	474	292	2892	5851
5	4	3	4	4	4	3	5	4	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外にもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 5 コイン(125 球)を限度とする。

競技委員長 橋本泰子